

震災対策編の修正概要

凡例
(法) 関係法令の反映
(計) 防災基本計画、埼玉県地域防災計画又は埼玉県水防計画の反映
(市) 市の計画又は市の現況を反映
(他) 上記以外の事項

＜主要な修正事項＞

○検討対象の想定地震の追加（他）（P12～）

中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループで検討対象とされた地震の内容に修正した。

【対象地震追加の背景】

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震を受け、今後の想定地震・津波の考え方として、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波」を検討すべきであるとされ、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きいと思われる都区部直下地震を防災・減災対策の対象とする地震として設定した。

【検討対象とされている地震の種類】 Mw・・・地震波の周期と振幅の情報を用いたマグニチュード

地震の規模	想定場所	地震のタイプ
M7 クラスの地震	都心南部直下	フィリピン海プレート内の地震 (Mw7.3)
	都心東部直下	
	都心西部直下	
	千葉市直下	
	市原市直下	
	立川市直下	
	川崎市直下	
	東京湾直下	
	羽田空港直下	
	成田空港直下	
	さいたま市直下	地殻内の浅い地震 (Mw6.8)
	横浜市直下	
	茨城県南部	プレート境界の地震 (Mw7.3)
	茨城・埼玉県境	
	東京湾北部	想定なし
	多摩	想定なし
	関東平野北西縁断層帯	活断層 (Mw6.9)
	立川断層帯	活断層(Mw7.1)
	三浦半島断層群主部	活断層 (Mw7.0)
	伊勢原断層帯	活断層(Mw6.8)
神縄・国府津—松田断層帯	想定なし	
西相模灘	地殻内の浅い地震 (横ずれ断層型 Mw7.3)	

地震の規模	想定場所	地震のタイプ
M8 クラスの 海溝型地震	大正関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.2)
	元禄関東地震タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.5)
	延宝房総沖地震タイプの地震	日本海溝沿いの海溝型地震 (Mw8.5)
	房総半島南東沖で想定される タイプの地震	相模トラフ沿いの海溝型地震 (不明)
最大クラス の地震・津波	最大クラスの津波	相模トラフ沿いの海溝型地震 (Mw8.7)

○二次災害の防止 (計) (P167)

公共施設の耐震性能の劣化を判定するため、被災度区分判定調査の実施を定めた。

【被災度区分判定調査の目的】

地震により被災した建物の内部に立ち入り、沈下や傾斜、構造躯体の損傷状況などを調査することで、被災度の区分を行い、継続的に使用するための復旧の要否を判定する。

【被災建物の復旧に関する流れ】

項目	実施内容	実施主体	実施対象
第1段階	応急危険度判定 (被災した建物の危険度を判定)	市	市所有の建物、市民所有の建物
第2段階	被災宅地危険度判定 (被災した擁壁、のり面等を含む宅地の危険度を判定)	市	市所有の宅地、市民所有の宅地
第3段階	被災度区分判定 (建物の被災度の調査および復旧の要否の判定)	市	市所有の建物
		市民	自己所有の建物
第4段階	復旧計画および復旧工事	市	市所有の建物
		市民	自己所有の建物

○一般建築物の耐震化（計）（P58）

災害による被災を最小限にとどめるため、建築物の耐震化対策、空き家等の実態把握等の実施を定めた。

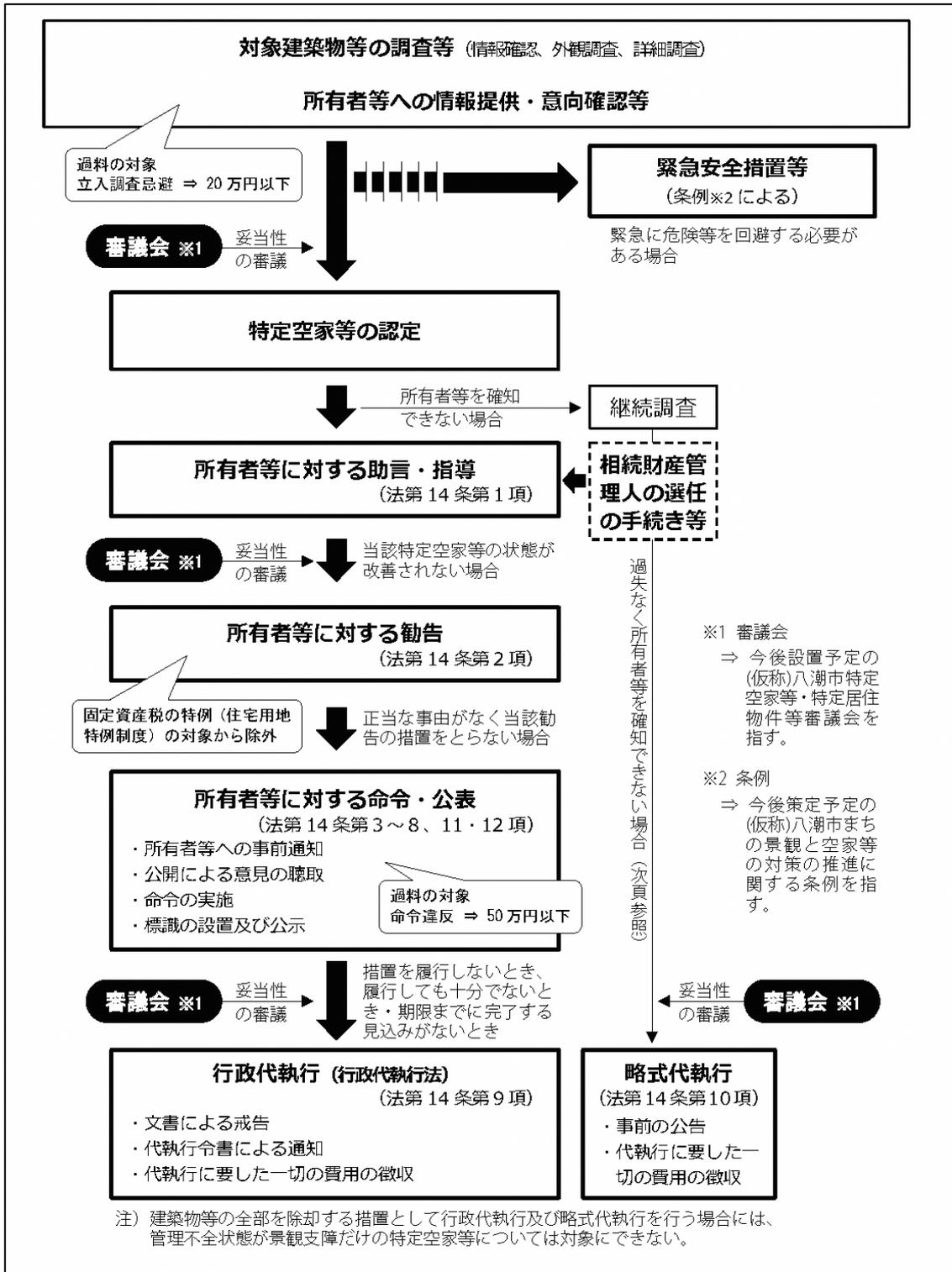
【一般建築物の耐震化に関する対策】

項目	内容
耐震化に特に配慮すべき施設	劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。
耐震化に関する相談窓口の設置	建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。
耐震性に関する知識の普及・啓発	耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

【空き家等の実態把握】

八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例に基づいて、空家等、特定居住物件等（例：老朽建築物等、ごみ屋敷）を対象に必要な措置を実施する。

・ 特定空家等に対する措置の具体的な手続



出典：八潮市まちの景観と八潮市まちの景観と空家等対策計画（平成28年2月）

＜その他の修正事項＞

第2部 震災予防計画

○職員動員体制の整備（新設）（市）（P33）

職員本人やその家族の負傷や住居している家屋の被害状況等によっては参集できない場合も想定されるため、あらかじめ職員の参集調査を毎年実施することを定めた。

○防災都市づくり（計）（P63）

防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、地域防災計画と都市計画マスタープランの間を双方向につなぐ防災都市づくり計画の策定を定めた。

○一斉帰宅の抑制（計）（P81～）

災害時における帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、一斉帰宅の抑制による普及啓発を定めた。

第3部 震災応急対策計画

○帰宅困難者対策（計）（他）（P195）

市内に発生した帰宅困難者による混乱を防止するため、一時滞在施設の開設、一時滞在施設への誘導、一時滞在施設の運営、一時滞在施設の閉鎖及び施設閉鎖の報告を定めた。

【一時滞在施設の開設】利用予定施設の安全確認及び一時滞在施設の開設

【一時滞在施設への誘導】駅周辺の滞留者の誘導

【一時滞在施設の運営】帰宅困難者に対しする物資、情報等の提供

【一時滞在施設の閉鎖】一時滞在施設の閉鎖時期の検討

【施設閉鎖の報告】一時滞在施設を閉鎖した場合の報告